

消費生活用製品の安全確保に向けた 検討会について

令和5年3月28日

産業保安グループ 製品安全課

消費生活用製品の安全確保に向けた検討会について

- 製品安全4法は、消費生活用製品の安全確保を確保する観点から重要な制度。等に、2006年に創設された、重大製品事故の報告制度は、迅速な事故の把握を通じた安全の確保に大きく貢献。
- 一方で、インターネット販売の存在感が高まるなど、最近の製品安全を巡る環境は大きく変化。
- こうした環境変化を踏まえた課題への対応策を検討するため、**本年1月に「消費生活用製品の安全確保に向けた検討会」を設置し、有識者による検討を開始。**

消費生活用製品の安全確保に向けた検討会 メンバー

<委員>

三上 喜貴	開志専門職大学副学長 (座長)
依田 高典	京都大学大学院経済学研究科教授
大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
カリスコス アントニオス	京都大学大学院法学研究科准教授
釘宮 悦子	消費生活アドバイザー
西田 佳史	東京工業大学工学院教授
早川 吉尚	立教大学法学部教授
正木 義久	一般社団法人日本経済団体連合会ソーシャル・コミュニケーション本部長
増田 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長
森 亮二	英知法律事務所 弁護士
山内 洋嗣	森・濱田松本法律事務所 弁護士
鷲田 祐一	一橋大学商学部教授

<オブザーバー>

アマゾンジャパン合同会社、楽天グループ株式会社、ヤフー株式会社
株式会社メルカリ、一般社団法人日本玩具協会、ベビーカー安全協議会、一般社団法人大手家電流通協会、一般財団法人家電製品協会、一般社団法人日本ガス石油機器工業会、一般財団法人製品安全協会
日本チェーンストア協会、全国中小企業団体中央会

<関係省庁>

消費者庁 消費者安全課、消費者政策課

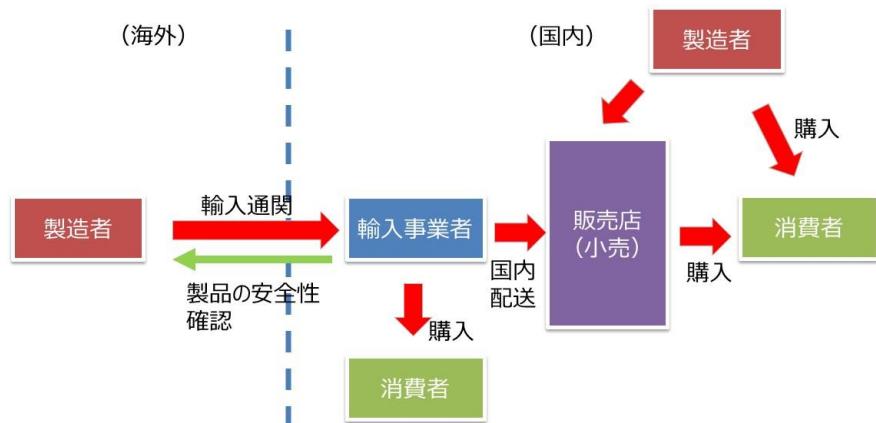
消費生活用製品の安全確保に向けた検討会 今後のスケジュール

- 第1回 1月17日 キックオフ・論点提示
- 第2回 2月 8日 事業者へのヒアリング (ネットモール各社)
- 第3回 2月20日 事業者へのヒアリング (子供製品関係)
- 第4回 4月頃 論点の議論①
- 第5回 5月頃 論点の議論②
- 第6回 6月頃 論点整理

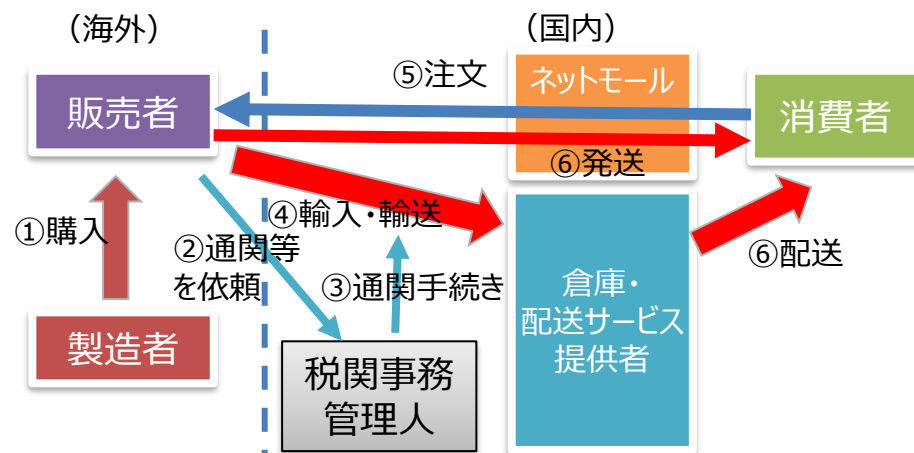
インターネット販売の拡大に伴う製品安全の課題

- インターネット販売が増加する中、海外事業者によるインターネットモールを通じた日本の消費者への直接販売も増加。
- こうした海外事業者による直接販売については、消費生活用製品安全法の事故報告を行う者が国内にいないと考えられるケースもあり、重大製品事故の報告が行われない事案が出てきている。
(今年度100件程度の重大製品事故(火災)が報告されていないと推定される。)
- また、海外事業者による直接販売については、リコールが必要となった場合の対応についても課題がある。

法律が想定するこれまでの流通形態

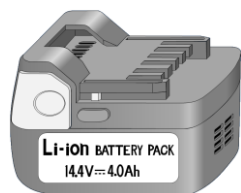


<海外からの直接販売の例>



海外製品について消費生活用製品安全法の事故報告を行う者が国内にいない？

重大製品事故が報告されていない製品の例



リチウムイオン
バッテリー



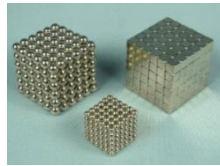
玩具など子供用製品に関する課題

(課題)

- 子供用製品については、誤飲などが起きやすく、通常の製品よりも配慮が必要。しかし、現状では、重大製品事故が報告されてからの対応、子供の事故が発生してからの事後的な対応となっている。
- 特に、玩具については、海外の多くの国で、事故の未然防止の観点から強制規格の対象となっている。ネット販売により海外品の流入が容易になっており、規制を調和しないと日本の玩具の安全性（物理的）の確保が行えなくなるおそれ。

(危険な子供用製品の例)

- ① マグネットセット
(乳幼児の誤飲リスクあり)



出典：国民生活センター

- ② コイン電池・ボタン電池
(乳幼児の誤飲リスクあり)



出典：豪州競争消費者委員会の強制規格対象サイトより

- ③ 子供用自転車
(チェーンへの指入れリスクあり)

<消費生活用製品安全法> (定義)

第二条 この法律において「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品（別表に掲げるものを除く。）をいう。

2 この法律において「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。

<消費生活用製品安全法で規制されている子供関連製品>

- 乳幼児用ベッド（乳幼児が容易に柵を乗り越えて落下することがない構造等を要求）
- ライター（チャイルドレジスタンス機構を要求）

(参考) 玩具に関する諸外国の規制と日本のSTマーク

(海外で規制されている玩具の定義)

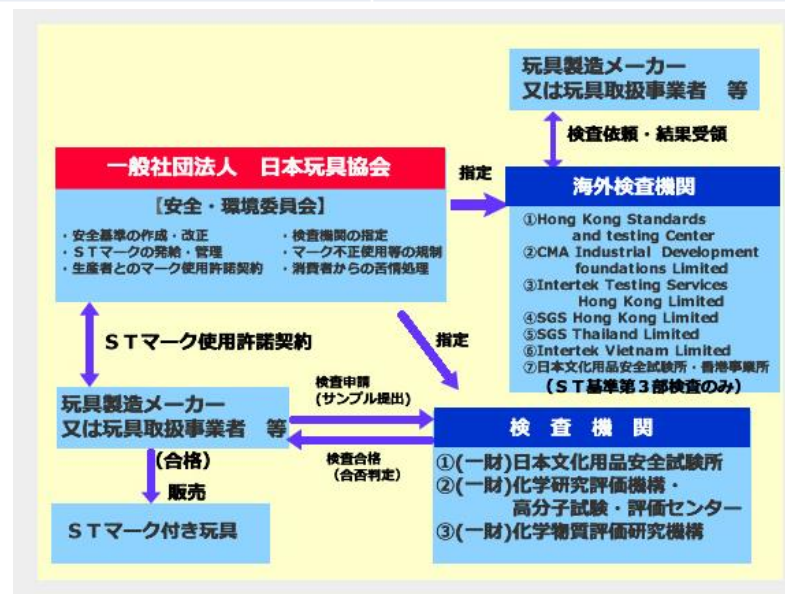
	定義	根拠
日本 (任意規格)	14歳未満の子供が遊ぶことを明らかな用途としている、又はそのために設計された製品	玩具安全基準書ST-2016 (日本玩具協会)
EU	専ら子供向けかどうかにかかわらず、14歳未満の子供が、遊ぶように設計され、またはこれを用途としている製品	玩具指令(2009/48/EC)
米国	14歳未満の子供による使用を意図している玩具	CPSIA(消費者製品安全改善法)ASTM963-17
豪州	対象は、水上玩具(14歳未満向け)、投射玩具(14歳未満向け)、磁石玩具(14歳未満向け)、36ヶ月以下向け玩具	豪州強制規格のサイト
中国	玩具(電器玩具、プラスチック玩具、金属玩具、乗り物玩具)	中国強制規格(CCC)のリスト
ISO	14歳未満の子供が遊ぶことを明らかな用途としている、又はそのために設計された製品	ISO8124-1

(STマークについて)

- STマークは、日本玩具協会が運営する業界自主マーク。



出典：いずれも日本玩具協会HPより



消費生活用製品の安全確保に向けた製品安全4法を巡る論点

【海外事業者の直接販売などネット販売拡大への対応】

事後規制

1. ネット販売製品の事故・リコールの課題

- ❑ インターネットモールを通じた海外事業者の直接販売が拡大しているが、重大製品事故の報告がされておらず、適切な再発防止策が行えていない可能性がある。
- ❑ また、海外事業者の直接販売については、リコールが必要になった時の対応が難しく、何かトラブルが起きた場合に消費者利益が保護されにくいという課題もある。
- ❑ 海外事業者の直接販売については、国内に責任事業者を置くなどして、日本の消費者の利益を保護するべきではないか。

違反対策・事前規制

2. ネット販売での違反品への対応

- ❑ 国は、ネットモール運営事業者と連携して、ネット販売品の違反対策を進めてきたところであるが、違反数は高止まりしている。さらに、海外事業者の直接販売については、執行上の問題も生じている。
- ❑ 海外事業者の直接販売などについて、規制の仕組みを設けるべきではないか。

事前規制

3. 玩具などの子供用製品への対応

- ❑ ネット販売が拡大する中で、海外品の流入が容易になっており、マグネットボールのような危険な子供用製品が海外から流通している。
- ❑ 多くの国において子供用製品の規制が整備されているため、諸外国で販売できない製品が流入するおそれもある。
- ❑ 子供への事故は未然に防止するべきであり、日本でも玩具等の子供用製品を強制規格の対象にするべきではないか。